

令和4年3月29日

各部署長 殿

グローバル推進機構長

植松美彦

新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外渡航について（通知）

これまで、『令和3年度新型コロナウイルス感染対策における海外渡航について（令和3年7月19日付け副学長（総務・財務担当）通知）』に基づき、大学間交流協定等に基づく1年以上（実際の派遣期間9か月以上）の留学については、渡航先の防疫措置を確認していること等を基準として、学生の海外渡航の可否を判断してきましたが、この度『新型コロナウイルス感染症流行下における学生・教職員の海外渡航及び海外からの受入れの判断について（令和4年3月22日付け副学長（総務・財務担当）通知）』により、本学における海外渡航の方針が変更されました。

1. 背景

令和4年2月4日に文部科学省より、感染症への知見の蓄積や新たな変異株の流行等による感染症の影響が長期化することが見込まれるため、次の内容及び通知が示されました。

- 1) 2022年4月以降、大学間交流協定等に基づく1年未満（実際の派遣期間9か月未満）の海外留学プログラムについても、各大学等において学生の安全確保に万全を期することを前提に再開します（感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取りやめ）及び3（渡航中止勧告）も含む）。
- 2) JASSO 奨学金（海外留学支援制度（協定派遣）及びトビタテ！留学 JAPAN）の対象時期・期間について、上記の海外留学については、新型コロナウイルス感染症の影響による感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取りやめ）又は3（渡航中止勧告）の場合でも、渡航による奨学金の支給を4月から再開（派遣期間9か月未満の派遣プログラムも対象）します。

2. 本学における対応

『新型コロナウイルス感染症流行下における学生・教職員の海外渡航及び海外からの受入れの判断について（令和4年3月22日付け副学長（総務・財務担当）通知）』が示されたことにより、海外渡航における安全確保（新型コロナワクチン接種が済んでいる、受入機関等で感染防止対策が講じられている、当該感染症について滞在地域の医療体制が十分である等）を前提として、学生の海外渡航の可否を判断します。

3. 再開の対象となるプログラム

以下のいずれについても令和4年4月以降に渡航するものを対象とします。

- 1) 大学間交流協定等に基づく海外留学
- 2) トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムによる海外留学
- 3) 部局で実施している海外留学プログラム

- ①部局間交流協定に基づく海外留学
- ②上記と同等と部局長が判断する海外留学

4. 海外渡航における安全確保のための学内プロセス

特例措置として、外務省の感染症危険情報レベル2・3に指定された国・地域へ学生が渡航することになるため、その必要性をご検討いただくとともに、リスク等について十分にご理解の上、学生対応いただきますようご協力をお願いします。

- 1) 学生の所属部局長は「3. 再開の対象となるプログラム」による海外渡航の可否を判断し、別紙様式をグローバル推進機構長へ提出し了解を得る。

↓

- 2) 学生は海外渡航届（新型コロナウイルス感染対策版）により渡航前確認事項に対応し、所属部局（学務担当係）へ提出する。

↓

- 3) 学生の所属部局は「学生が渡航前確認事項に対応していること」を確認したうえで、海外渡航届（新型コロナウイルス感染対策版）のコピーを国際事業課留学支援室へ提出する。

<関連リンク：海外渡航の可否を判断するにあたりご覧ください。>

外務省（海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省（各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省（海外渡航・滞在）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

厚生労働省（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

法務省出入国在留管理庁（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について）

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

5. その他

- ・本通知とは別に、学生向けの案内を作成しております。留学にあたって確認すべき事項、ワクチン接種、その他留意事項等について記載していますので、学生への説明にご活用ください。
- ・日本国、諸外国・地域、留学先機関等の事情により、本学の方針変更や海外渡航の中止・中断を余儀なくされる可能性があります。
- ・JASSO 奨学金（海外留学支援制度（協定派遣）及びトビタテ！留学 JAPAN）の受給には、各制度で定められた事務手続きが必要となります。トビタテ！留学 JAPAN については、学生が直接留学支援係へ手続きをしますが、海外留学支援制度（協定派遣）については、部局にて取りまとめのうえ、留学支援係へ手続き願います。
- ・日本への再入国又は帰国が制限されている国への短期渡航について、当分の間、中止するよう強く要請されています。これらの国々は変更される可能性があるため、最新情報をご確認ください。

令和 年 月 日

グローバル推進機構長 殿

〇〇〇〇長
〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外渡航について（依頼）

このことについて、本学の対応方針に基づき別添のとおり判断しましたので、海外渡航についてご了解いただきたくお願いします。

令和 年 月 日

〇〇〇〇長 殿

グローバル推進機構長

貴部局から依頼のあった海外渡航について、

了解しました。

なお、本海外渡航にあたっては、対象者に「海外渡航届（新型コロナウイルス感染対策版）」を必ず提出させ、そのコピーを国際事業課留学支援室へ提出してください。

※渡航開始前までに、対象者が「海外渡航届（新型コロナウイルス感染対策版）」の確認事項（表面・裏面の両方）全てに対して確認・対応が完了していない場合、上記の了解を取り消します。

※日本国、諸外国・地域、留学先機関等の事情により、上記の了解を取り消す場合があります。

新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外渡航について

対象者：

渡航先国：

渡航先機関：

渡航期間：

渡航内容：大学間交流協定等に基づく海外留学
トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムによる海外留学
部局で実施している海外留学プログラム

判断内容：

①日本国政府又は相手国政府からの要請に基づく渡航である。

Yes No

(Yes の場合、④へ)

②渡航時期の変更、リモート等、他の代替手段による対応が不可能である。

Yes No

③渡航しないことによる不利益が生じる。

Yes No

(Yes の場合、以下から該当するものを選択)

学位(学士を除く)の取得機会の逸失(研究計画の変更が不可能な場合に限る)

在学期間中の留学機会の逸失(「トビタテ！留学 JAPAN」、大学間学術交流協定等に基づく留学に限る)

④対象者が十分に渡航のリスクを認識した上で、なお渡航を希望している。

Yes No

⑤海外渡航届(新型コロナウイルス感染対策版)裏面の『新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2・3に指定された国・地域への渡航前確認事項』について、各項目に対して対象者本人が確認・対応している(見込み含む)。

Yes No

※渡航開始前までに、対象者が「海外渡航届(新型コロナウイルス感染対策版)」の確認事項(表面・裏面の両方)全てに対して確認・対応が完了していることを必ず確認してください。

⑥対象者について、海外渡航が必要と判断した理由